

**「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく
第3回日本国隔年報告書**



2017年12月

日本国

目次

はじめに	1
第 1 章 温室効果ガス排出量とトレンドの情報	3
1.1 温室効果ガスの排出・吸収量の状況	4
1.1.1 温室効果ガスインベントリの概要	4
1.1.2 温室効果ガス総排出・吸収量の推移	5
1.1.3 温室効果ガス別の排出・吸収量の推移	8
1.1.4 分野別の温室効果ガス排出・吸収量の推移	17
1.1.5 エネルギー起源 CO ₂ 排出量の増減要因分析	23
1.1.6 前駆物質及び硫黄酸化物の排出量の推移	30
1.1.7 京都議定書第 3 条 3 及び 4 の活動による排出・吸収状況	31
1.1.8 キーカテゴリー分析	41
1.2 国家インベントリ取り決めの概要情報	44
1.2.1 インベントリ作成のための制度的取り決め	44
1.2.2 インベントリ作成に関わる各主体の役割・責任	45
1.2.3 インベントリ作成プロセス	47
1.2.4 インベントリの再計算プロセス	48
1.2.5 QA/QC プロセス	49
1.2.6 BR2 からの国家インベントリ取り決めの変更	50
第 2 章 定量化された経済全体の排出削減目標	51
第 3 章 定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報	55
3.1 政策立案プロセス	56
3.1.1 温暖化対策推進の全体枠組み	56
3.1.2 地球温暖化対策計画の推進体制	56
3.1.3 地球温暖化対策計画の進捗管理	56
3.2 緩和行動に関する政策措置とその効果	57
3.2.1 我が国の地球温暖化対策の目指す方向	57
3.2.2 地球温暖化対策の基本的考え方	58
3.2.3 政策・措置の情報	59
3.3 排出削減量・吸収量、及び市場メカニズム・LULUCF 活動からのユニットの利用の推計	101
第 4 章 将来予測	103
4.1 予測	104
4.1.1 予測シナリオ	104
4.1.2 温室効果ガス総排出量の予測	104
4.1.3 ガス別の予測	105
4.1.4 分野別の予測	108
4.1.5 間接 CO ₂	109
4.2 政策措置の統合効果の評価	109

4.3 将来予測の推計方法.....	110
4.3.1 主要変数及び前提.....	110
4.3.2 エネルギー分野.....	110
4.3.3 IPPU 分野.....	113
4.3.4 農業分野.....	114
4.3.5 LULUCF 分野.....	114
4.3.6 廃棄物分野.....	115
4.4 感度分析.....	115
4.5 BR2 における将来予測との差異.....	116
4.5.1 推計方法の変更点.....	116
4.5.2 将来予測結果の比較.....	116
第 5 章 資金・技術・能力開発支援.....	117
5.1 概要.....	118
5.2 非附属書 I 国への資金・技術・能力開発支援の把握のための国家的アプローチ.....	118
5.3 資金.....	119
5.3.1 気候変動の適応及び緩和に関し、非附属書 I 国のニーズに効果的に対処するための財源確保方策.....	119
5.3.2 多国間、二国間、地域間チャンネルを通じた支援.....	119
5.4 技術開発及び移転.....	135
5.4.1 低炭素技術のイノベーションと普及促進.....	135
5.4.2 適応策の事業化.....	136
5.4.3 技術の普及による海外における削減.....	136
5.4.4 技術開発及び移転支援の提供に関するプロジェクト.....	137
5.5 能力開発.....	143
5.5.1 ビジョン.....	143
5.5.2 適応のための具体的な取組.....	143
5.5.3 緩和のための具体的な取組.....	144
5.5.4 コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（見える化パートナーシップ）.....	145
5.5.5 能力開発支援の提供に関するプロジェクト.....	145
略語表.....	147
参考文献.....	151

はじめに

1992年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC。以下、「気候変動枠組条約」という。）」に先立ち、我が国は1990年に「地球温暖化防止行動計画」を策定し、その対策を進めてきた。その後、1997年には気候変動枠組条約第3回締約国会合（COP3）において京都議定書が採択され、我が国は「地球温暖化対策推進本部」を内閣に設置し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「京都議定書目標達成計画」の下、総合的かつ計画的な対策を講じ、京都議定書第一約束期間において排出削減目標を達成した。京都議定書第一約束期間後においても、COP16で採択されたカンクン合意に基づき、2020年度における温室効果ガス排出削減目標をCOP19で表明するとともに、COP19決定で示された自国が決定する貢献案（INDC）の作成を進め、2015年度に2030年度の中期削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、条約事務局に提出した。2015年12月22日に開催された第32回地球温暖化対策推進本部においては、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、2030年度の削減目標の達成に向けて着実に取り組むこと、また、パリ協定等において2°C目標が世界の共通目標となり、この長期目標を達成するため排出と吸収のバランスを今世紀後半中に実現することを目指すこと等を踏まえ、我が国としても世界規模での排出削減に向けて、長期的、戦略的に貢献することを決定した。加えて、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画の策定や、同計画に即した政府実行計画の策定、及びその率先した取組の実施並びに国民運動の強化等を進めており、このような潮流の中、我が国は2016年11月にパリ協定を締結し、更なる地球温暖化対策を実施している。

COP16において、先進国は、定量的削減目標の達成のための緩和行動や達成排出削減量を含む排出削減の進捗、将来予測、資金・技術・能力開発面での支援の提供等に関する情報を含む「隔年報告書（Biennial Reports：BR）」を提出すべきことが決定された（決定1/CP.16）。COP17では、先進国は「第1回隔年報告書（BR1）」を2014年1月1日までに提出し、かつその後2年おきにBRを提出しなければならないことが決定されるとともに、BRで報告すべき事項を定めた「BR報告ガイドライン」が採択された（決定2/CP.17, Annex I）。COP18およびCOP21では、BRで求められている情報を報告する各国共通の「共通表様式（Common Tabular Format：CTF）」が採択されている（決定19/CP.18, Annex および決定9/CP.21, Annex）。上記各規定に基づき、日本国はここに第3回隔年報告書（BR3）を提出する。

本報告書の構成は、BR報告ガイドラインで規定された報告項目に沿っている。第1章「温室効果ガス排出量とトレンドの情報」では、気候変動枠組条約第4条及び第12条ならびに決定2/CMP.8に基づき毎年報告している日本国温室効果ガスインベントリと整合した我が国における1990～2015年度の温室効果ガス排出量と傾向の情報を報告する。第2章「定量化された経済全体の排出削減目標」では、我が国の2020年度の温室効果ガス排出削減目標を報告する。第3章「定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報」では、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた進捗状況と、目標達成に向けて我が国が実施している緩和行動に関する情報等について報告する。第4章「将来予測」では、我が国の2020年度・2030年度の温室効果ガス排出・吸収量の予測値について報告する。第5章「資金・技術・能力開発支援」では、我が国が途上国の気候変動対策を支援するために提供した資金、技術及び能力開発の支援に関する情報を報告する。

